

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局河川部水災害予報センター長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和三年四月九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 大和川流域（奈良市、大和郡山市及び生駒市）
- 三 測量の終了年月日 令和三年三月十八日